

平18福情答申第4号
平成18年11月27日

福岡市教育委員会 様
(総務部職員課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分及び非公開決定処分に対する審査
請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年9月5日付け教職第836号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「1 3月サポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価について職員課が公務員倫理審査会に提出した書類 2 職員課、教職員第1課がこの件に関して行った調査の日時、対象、内容」の一部公開決定処分及び非公開決定処分に対する審査請求

1 審査会の結論

「1 3月サポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価について職員課が公務員倫理審査会に提出した書類 2 職員課，教職員第1課がこの件に関して行った調査の日時，対象，内容」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定及び非公開決定（以下「本件決定」という。）において，一部公開決定した公務員倫理審査会に提出した公文書のうち別表の部分については公開することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成17年6月30日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し，新たに公文書公開決定するよう求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成17年6月7日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成17年6月30日，実施機関は，本件対象文書のうち，「1 3月サポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価について職員課が公務員倫理審査会に提出した書類」及び「2 職員課，教職員第1課がこの件に関して行った調査の日時，対象，内容」のうち，「公務員倫理審査会に提出した書類」及び「通報内容調査報告書」については，条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い，「2 職員課，教職員第1課がこの件に関して行った調査の日時，対象，内容」のうち，「① 福岡市教育委員会職員相談サポートライン（以下「サポートライン」という。）において，通報者が通報時にサポートライン担当者に提供した証拠資料」及び「② サポートラインにおける調査過程において，調査担当者が収集した証拠資料及び関係者からの提供資料」については，条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成17年8月16日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び平成17年10月6日付け反論意見書並びに平成18年4月13日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において，おおむね次のように主張している。

ア 福岡市教育委員会職員相談サポートライン要綱（平成16年5月施行。以下「要綱」という。）第9条において、「教育委員会は、通報又は不利益取扱いの申出をした職員に対して、調査の結果を報告しなければならない」との規定があり、請求人本人に対して、条例第7条第1号のアにおいて規定されている「公にすることが予定されている情報」にあたる。また、要綱第9条は、通報者に対して開示する義務を課している以上、事業に支障を起すおそれはない。

イ 処分庁が本件処分を行うに当たっての基本的な考え方について、「サポートラインに係る公文書を公開し、事件当事者を含む市民に対して、通報者を特定し又は類推させる情報を与えることは、通報者保護を掲げるサポートラインの運営の根幹を揺るがすものであり」としているが、サポートラインの運営主体である教育委員会がその聴取に対して、通報者と被通報者を並べて聴取している。この運用の是非について、議論するものではないが、このことによって既に被通報者に対して通報者は判明しており、条例第7条第5号の要件に当たらない。

ウ 「調査の結果を報告しなければならないことになっている」としておきながら「これはあくまで通報者及び不利益取扱いの申出をした職員に対してのみ調査結果の報告を行うことを規定している」と勝手な解釈を行っている。本件については、サポートラインで公表が義務付けられているが、その実行を担保する機関及び方法が担保されていない。そのため、本件においては情報公開請求によるほかはないにもかかわらず、このような解釈及び処分については正当な理由としてあげられない。

エ 本件については、通報者が非違行為を行った被通報者を処分するよう教育委員会に訴えたにもかかわらず、処分が行われなかったためにサポートラインに通報したものである。これが処分にならないと判示した公務員倫理審査会の判断は正当なものであったかどうかを調査することは、社会的に非常に重要なことである。にもかかわらず、「審査会資料及び通報内容調査報告書に記載された情報を非公開とすることにより、広く社会的・公共的な利益が損なわれるとはいえず」と判断しているのは一方的であり納得できるものではない。むしろ、チェックが必要となる案件である。

オ 保護が必要と言いながら、被通報者の前で通報者を並べた聴取をしているにもかかわらず、「通報者自身の保護を求めてサポートラインの制度を利用した通報者に対し、この情報を公開することは、通報者の意に反して通報者自身のことを第三者に知られることとなり、通報者個人のプライバシーを不当に害するおそれがある」としているが、本人が情報公開請求をしている以上、プライバシーを不当に害することもなく、この弁明にも理由がない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年9月22日付け弁明意見書及び平成18年5月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

ア 処分庁が本件処分を行うに当たっての基本的な考え方

(ア) サポートラインは、その制度の目的として、本市において不祥事を未然に防止

し、最終的に公正な行政運営の執行、公務員倫理の保持及び市民の信頼の確保を達成するため、職員が不利益な取扱いを受けることなく相談や情報提供ができることを意図して設けられた制度である。また、職員がサポートラインを活用することにより、「職員が思い悩むことなく安心して職務に専念できる職場環境を形成」（要綱第1条）することを目的としている。そのため、サポートラインの運用に際しては、「通報者その他関係者の人権が不当に侵害されることのないよう十分に配慮しなければならない」（要綱第10条）としている。また、特に通報後の調査その他の事務の処理に当たっては、「通報をした職員が現に通報をしたことその他通報に関する当該職員の秘密が守られるよう最大限の配慮をしなければならない」（要綱第6条第4項）こととなっている。

(イ) このサポートラインに係る公文書を公開し、事件当事者を含む市民に対して、通報者を特定し又は類推させる情報を与えることは、通報者保護を掲げるサポートラインの運営の根幹を揺るがすものであり、公正かつ円滑なサポートライン事業の遂行に著しい支障を生じさせるおそれがある。このため処分庁は、本件対象文書に記録されている情報が、条例第7条第5号に該当する情報か否かを判断したものである。

(ウ) 加えて、サポートラインに係る公文書には、通報した職員、相談の対象となった職員及び被通報者の職務遂行に係る情報のみならず、これらの職員個人の身分取扱い上の処遇と密接に関与する情報も含まれており、これらの情報を公表することにより、関係職員個人の権利利益を害するおそれがある。このため処分庁は、本件対象文書に記録されている内容が、条例第7条第1号の個人情報として非公開の対象となるか否かについて判断を行った。

イ 本件対象文書について

(ア) 「1 3月サポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価について職員課が公務員倫理審査会に提出した書類」としては、福岡市公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）へ提出した報告資料（以下「倫理審査会資料」という。）である。

(イ) 「2 職員課、教職員第1課がこの件に関して行った調査の日時、対象、内容」としては、以下の3種類の公文書である。

- ① 通報内容調査報告書
- ② サポートラインにおいて、通報者が通報時にサポートライン担当者に提供した証拠資料
- ③ サポートラインにおける調査過程において、調査担当者が収集した証拠資料及び関係者からの提出資料

ウ 倫理審査会資料及び通報内容調査報告書について

(ア) 条例第7条第5号該当性の判断について

倫理審査会資料及び通報内容調査報告書には、通報受付日や通報受付方法、サポートラインへの通報日及び通報者が申し出た通報内容そのものや通報者が提

示した証拠等が記載されている。また、倫理審査会資料では通報者を含む事件当事者の氏名や役職等、個人を特定する情報は含まれていないが、通報内容調査報告書には、通報者を含む事件当事者の氏名や役職等、個人を明示する情報が含まれている。したがって、仮に被通報者等の事件当事者からの情報公開請求により、公にすると、被通報者が通報者と仮定する本市職員の服務に関する文書等と照合することにより、通報者を特定する材料となり得る。

一方、調査の結果、非違行為を行ったという事実がなかったにせよ、その嫌疑をかけられたという事実を第三者に知らしめることとなり、当該被通報者が誹謗・中傷を受けることにより、被通報者個人の人権を不当に害することにつながる可能性がある。そのため、通報者及び被通報者の情報を公にすることは、通報者保護及び関係者の人権擁護を前提として運用を行っているサポートラインの制度そのものの信用を失うことにつながる。また、倫理審査会資料及び通報内容調査報告書には調査結果及び調査経過が記載されているが、関係者からの調査は、主に事情聴取及び資料提供を受けることからなる。これらは、事実確認を公正に行うため、第三者への非公開を前提に行われることが通常で、調査のために強制捜査権限が与えられていないサポートライン担当者にとって、情報を得る手段として非常に重要なものとなっている。

これに対し、調査関係者に関する情報を公表されることとなると、調査関係者が自己に不利益が及ぶことを憂慮し、結果として事実確認を行うに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られず、公正な事実確認に支障が生ずるおそれがあり、将来におけるサポートラインの適切な運用に著しい支障を及ぼすことが考えられる。さらに、調査結果に対する今後の対応についても、被通報者の行為に対して、当該被通報者の措置を決定する処分庁の判断に関する事項であり、この情報を公開することにより、公正かつ適切な人事行政の執行に著しい支障が出るおそれがある。

以上のことから、倫理審査会資料及び通報内容調査報告書に含まれる、通報受付日、通報者、被通報者、通報内容、調査経過、調査結果及び調査結果に対する今後の対応は、条例第7条第5号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

(イ) 条例第7条第1号該当性の判断について

前述のとおり、倫理審査会資料及び通報内容調査報告書には、通報者を含む事件当事者を識別することができる情報、又は他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報が含まれており、次に挙げる理由から条例第7条第1号ただし書のアからウに該当しない。

- ① 要綱第9条第1項は、あくまで通報者及び不利益取扱いの申出をした職員に対してのみ調査結果の報告を行うことを規定しているものであり、調査結果を何人も容易に入手することが出来る状態にするものではない。
- ② 記載された情報を非公開とすることにより、広く社会的・公共的な利益が損なわれるとはいえず、むしろ公開することにより通報者等の事件当事者の権利利益が大きく損なわれる。
- ③ 記載された情報は、通報者及び被通報者の職及び氏名並びに当該職員の職務遂行の内容に係る部分が含まれているが、通報者自身の保護を求めてサポート

ラインの制度を利用した通報者の意に反して通報者自身のことを第三者に知られることとなり、通報者個人のプライバシーを不当に害するおそれがある。

また、被通報者に関しては、仮にその通報が事実であった場合は、その情報は被通報者自身の身分取扱い上の処遇に関わる情報となることから、職務の遂行に係る情報には当たらない。他方、その通報が事実でない場合でも、前述のとおり、被通報者個人の人権を不当に害するおそれがある。

これにより、通報受付日、通報者、被通報者、通報内容、調査経過、調査結果及び調査結果に対する今後の対応は、これを公にすることにより通報者及び被通報者の権利利益を害するおそれがあるものと判断し、非公開としたものである。

エ 通報者が通報時にサポートライン担当者に提供した証拠資料、並びにサポートラインにおける調査過程において、調査担当者が収集した証拠資料及び関係者からの提出資料について

(ア) 条例第7条第5号該当性について

証拠資料は、通報者が職務遂行上知り得た情報や資料であり、通報者個人を直接的に特定する情報は含まれてはいないが、これらの資料には通報者をはじめ、限られた職員しか知り得ない情報が含まれているため、上記3(2)ウ(ア)で述べたとおり、通報者を特定又は推定する材料となり得るとともに、被通報者個人の人権を不当に害することにつながる可能性があり、サポートラインの事業運営上著しく支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、条例第7条第5号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

また、関係者からの事情聴取及び資料の提供は、これらの情報を公表することは、上記3(2)ウ(ア)で述べた理由により、結果として事実確認を行うに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られず、公正な事実確認に支障が生じ、さらに、将来におけるサポートラインの適切な運用に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

通報者が通報時に提供した証拠資料には、上記3(2)ウ(イ)で述べたとおり、公にすることにより通報者の権利利益を害するおそれのある情報及び通報者を特定又は推定する材料となり得る情報が含まれている。また、サポートラインにおいて調査担当者が収集した証拠資料及び関係者からの提出資料は、事件当事者からの事情聴取調書のほか、通報に関して当該事件のあった所属より取得した事件関係資料が含まれており、通報者を含む事件当事者について特定の個人を識別する情報が含まれている。したがって、条例第7条第1号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

オ 本人による自己情報の公開請求について

審査請求人は、自らがサポートラインに通報しており、要綱第9条に規定する調査結果の報告を受けるべき存在であるため、条例第7条第1号ただし書のアに規定する「公にすることが予定されている情報」に当たるとともに、公開がサポートライン事業に支障を起すおそれはないと主張する。

しかし、条例第5条及び第6条並びに同条例施行規則第3条は、何人に対しても

公開請求を認めており、その際に請求の目的を問わない。したがって、たとえ本人からの公開請求であっても、処分庁は公開請求者がだれであるかを考慮することができないのであり、第三者からの公開請求同様に扱うべきものであるので、審査請求人の主張は理由がない。

カ 非公開の範囲の変更について

(ア) 全面非公開としていた通報内容報告書、調査担当者が収集した証拠資料のうち事情聴取調書及び陳述録取書について、通報内容報告書の様式中の上部の係員から教育長に至る供覧の押印欄、様式の項目、通報受付者名、通報受付日時の年月、通報者の性別、通報の内容の項目、通報の受理及び理由について、再検討の結果、個人情報保護の観点及びサポートライン制度運営上の支障を及ぼすおそれは少ないことから、公開することが適切であると判断した。

(イ) 次に、事情聴取調書の表紙のうち、事件名に含まれる通報日を除いた部分、聴取者の「所属、補職（職名）、氏名」、聴取日時、聴取場所及び記録者（所属、氏名）、並びに陳述録取書のうち、聴取日時、聴取者、教育委員会の会議室及び記録者について、再検討の結果、サポートライン制度運営上の支障を及ぼすおそれは少ないこと、かつ、サポートラインの調査実績を表す当該部分を公開することにより、サポートラインが適正な運営の下に遂行されていることについて説明責任が果たせるという公益との比較考量し、公開することが適切であると判断した。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) サポートラインについて

ア サポートラインとは、職員からの非違行為に関する相談や通報を受けることにより、職員が思い悩むことなく安心して職務に専念できる職場環境を形成し、公正な職務の遂行及び公務員倫理の保持を図っていく制度である。相談や通報は、サポートライン担当者等が受け、相談に対しては必要な助言を行い、通報に対しては、調査の上、その事実が認められた場合は必要な措置を講じることになっている。通報ができる者は、教育委員会の任命に係る一般職の常勤職員（臨時的任用職員を含む。）である。

イ また、通報に基づく調査に際しては、通報者の秘密が守られるよう最大限の配慮を行うとともに、職員等が相談や正当な通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止している。もし、相談等をしたことにより、不利益な取扱いを受けた場合は、サポートライン担当者等に申し出ることができる。サポートライン担当者等は申出を受けたら、調査の上、必要な措置を講じることになっている。また、通報に基づく調査の結果については、通報者に通知するとともに、倫理審査会に報告し、倫理審査会の委員から必要な意見をもらうことになっている。

ウ サポートライン事務局による制度の運営状況は、自主的に、記者発表により公表されているが、その内容は、通報内容とそれに基づく最終調査結果を簡潔にまとめ

たものである。

(2) 本件対象文書について

ア 本件において、審査請求人が公開請求した公文書は、倫理審査会資料、通報内容調査報告書、通報者が通報時にサポートライン担当者に提供した証拠資料（通報内容報告書を含む。以下「提供資料」という。）、サポートラインにおける調査過程において調査担当者が収集した証拠資料（事情聴取調書及び陳述録取書を含む。以下「収集資料」という。）及び関係者からの提出資料（以下「提出資料」という。）であることが認められる。

イ 本件対象文書は、本件事案について事実関係の概要、証拠資料及び調査結果をまとめたものであり、本件事案の関係当事者の特定に関する情報、通報者、被通報者、関係する職員等が実施機関の事情聴取に応ずるなどして供述した内容、それら関係者の供述等に基づいて事実関係の有無等について検証した内容、実施機関が調査によって結論付けた内容等の情報が記録されている。

ウ また、実施機関が本件対象文書について一部公開した部分には、調査に携わった実施機関の職員の情報や調査書等の様式の部分が含まれていると認められるが、以下、実施機関が非公開とした部分について検討を行う。

エ なお、当審査会としては、実施機関が、条例第7条第1号及び第5号の規定に基づき非公開としていた通報内容報告書、事情聴取調書及び陳述録取書のうち、公開に変更すると主張している上記3(2)カで述べた部分について、判断しないものとする。

(3) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

ア 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報や人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等が挙げられている。

イ 本件対象文書の各文書は、いずれも、サポートラインに基づき通報された特定事案について、その発生から処理に至るまでの調査記録及び資料であり、そこに記録されている情報は、教育委員会が事業として行っているサポートライン制度に基づくもので、第5号に規定する市の機関が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。

ウ サポートラインとは、職員等による公正な職務遂行等を目的として、職員等が他の職員の非違行為に関する相談や通報ができる制度で、相談や通報された職員等の

非違行為について調査するものであるため、監査的な面や人事管理の面があるものと認められる。また、通報者からの通報は、実施機関等の事情聴取等に応じて行われるものではなく、通報者はサポートラインにより保護されるということを前提に自発的に行われるものと考えられる。

エ そのため、それらの内容がみだりに公になり、他者の知り得るところとなれば、通報者が保護されることが損なわれることになるばかりか、今後同様の事案において、通報者が、他者から非難されたり、何らかの不利益を被ることなどを懸念してしかるべき通報を行うことをちゅうちょしたり、正確な情報や率直な意見を提供しなくなるが予想され、サポートラインの公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあることを否定することはできないものと認められる。

オ また、被通報者についても、非違行為を行ったのではないかという通報内容が公になった場合、非違行為を行ったという事実がなかったにせよ、その嫌疑をかけられたという事実が他者の知り得るところとなり、当該被通報者が誹謗、中傷を受けることにより、被通報者個人の人権を不当に害することにつながる可能性を否定することはできない。さらに、関係者についても自己に関する情報が他者の知り得るところとなると、自己に不利益が及ぶことを憂慮し、結果として事実確認を行うに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られず、公正な事実確認に支障が生ずるおそれがあり、将来におけるサポートラインの適切な運用に著しい支障を及ぼすことも否定できない。

カ しかしながら、サポートラインでは、通報者、被通報者及び関係者（以下「通報者等」という。）の秘密が守られるよう最大限の配慮をする必要があるとされているものの、通報者等を秘匿し、特定できない形で通報内容等を公開すればサポートラインの趣旨には反しないものと考えられる。

そこで、以下本件対象文書について、それぞれ検討する。

キ 倫理審査会資料について

(ア) 倫理審査会資料は、サポートラインの調査結果に基づく処置について倫理審査会の意見を求めるために通報内容調査報告書等を基に作成した書類で、実施機関において関係者からの事情聴取や関係書類の閲覧など一定の調査を行った信ぴょう性が高い情報を基にしたもので、通報者等を特定できないよう氏名等は記載されていないが、通報受付日、通報者及び被通報者の役職名、具体的補助金の名称などの通報者等を識別することができる、又は、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報も記録された公文書であると認められる。

(イ) サポートラインは、通報者等の利益の保護を最優先事項とすると解されるものであるが、通報者等を秘匿し、特定できない通報内容等は公開することができることから、倫理審査会資料のうち、通報者等を秘匿し、特定できない通報内容と調査結果の部分は、通報者等を識別することができる、又は、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報とは認めら

れないことから、公開してもサポートラインの通報者等の利益の保護を最優先事項とする制度そのものへの信用失墜につながらないものと認められ、第5号には該当しないものと判断する。

(ウ) しかしながら、倫理審査会資料のうち、通報者等を秘匿し、特定できない通報内容と調査結果の部分を除いた部分は、通報者等を識別することができる、又は、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報と認められ、公開すると通報者等の利益を保護するサポートラインの趣旨に反することになることから、第5号に該当するものとして、非公開とすることが妥当である。

ク 倫理審査会資料以外の文書について

(ア) 通報内容調査報告書、提供資料、収集資料及び提出資料については、調査結果、調査前の通報時の情報や任意で提供された情報等が記録されていると認められる。

(イ) 通報内容調査報告書には、調査結果の情報が記録されているが、調査して確認した事実について通報者の氏名等も含め具体的に記録されており、これらの記録を公開すると、通報者等を特定、又は特定し得るおそれがあり、通報者等の保護というサポートラインそのものへの信用失墜につながるものと認められる。

(ウ) また、実施機関が上記3(2)カのとおり公開すると主張している部分を除いた提供資料、収集資料及び提出資料には、通報者をはじめ、限られた職員しか知り得ない情報が含まれており、他の文書等と照合することにより、通報者とともに、被通報者を特定又は特定し得る情報が含まれており、公開することにより通報者の保護や被通報者個人の人権を不当に害することにつながる可能性があるとともに、実施機関の非違行為を確認するための調査方法及び非違行為が認められた場合の人事上の処置が明らかになることも考えられる。

(エ) また、同様に、調査関係者が特定され、自己に不利益が及ぶことを憂慮し、結果として事実確認を行うに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られないことになることも考えられる。

(オ) さらに、通常、懲戒処分の際に職務命令として行われる事情聴取と異なり、実施機関が行う事情聴取は、要綱に基づき職員はこれに応ずる義務があると解されるが、いずれの場合もいかなる供述を行うかは実施機関が強要し得るものではなく、職員に自己に不利なことを含め事実や心情等を率直に述べてもらうためには、供述内容は秘密とすることが前提とされていると考えられ、公開すると、公正な事実確認に支障が生じ、非違行為の調査という実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(カ) したがって、第5号の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると認められるものであり、非公開とすることが妥当である。

(4) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

イ 実施機関は、非公開部分には、公開すると通報者を含む事件当事者を識別することができる情報、又は他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報が含まれているため、第1号にも該当する旨を主張しているが、上記4(3)キ及びクにおいて述べた部分については、第5号に基づき非公開が妥当であると認められることから、第1号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものとする。

ウ また、倫理審査会資料のうち通報者等を秘匿し、特定できない通報内容と調査結果に該当する部分については、上記4(3)キ(イ)において述べたとおり、通報者を含む事件当事者を識別することができる情報、又は他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報とは考えられず、第1号に該当するものとは認められない。

エ したがって、倫理審査会資料のうち通報者等を秘匿し、特定できない通報内容と調査結果に該当する部分は公開することが妥当である。

(5) 利害関係者による公開請求について

ア 審査請求人は、要綱第9条第1項に、「教育委員会は、通報又は不利益取扱いの申出をした職員に対して、調査の結果を報告しなければならない」との規定があり、請求人本人に対して、第1号ただし書のアにおいて規定されている「公にすることが予定されている情報」に当たる旨主張している。

イ しかしながら、条例に基づく公文書公開制度は、誰もが実施機関に対して公文書の公開を求めることができるものであることから、その帰結として、実施機関は公文書の公開請求があった場合、公開請求者が誰であっても、また、公開請求の目的がいかなるものであっても、公開・非公開の判断を異にすべきではなく、同様の対応をすべきものと解される。

ウ したがって、公開請求者が当該公文書について何らかの利害関係を有していたとしても、そのことをもって条例に基づく公文書の公開範囲が左右されるべきものではなく、この点に係る審査請求人の主張は、理由がないものと判断する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書の一部公開の不当性に関するもののほか、通報内容の聴取時における個人情報の保護取扱いについて実施機関の対応が不適切であること

を主張しているが、この主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年9月5日	実施機関からの諮問
平成17年10月11日	実施機関が弁明意見書を提出
平成18年1月30日	審査請求人が反論意見書を提出
平成18年4月13日(第1部会)	審査請求人からの口頭意見聴取及び審議
平成18年5月11日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成18年6月8日(第1部会)	審議
平成18年7月13日(第1部会)	審議
平成18年8月10日(第1部会)	審議
平成18年10月12日(第1部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，臼杵昭子，多田利隆，福山道義

別表

対象公文書	公開該当箇所			
倫理審査会資料	4 通報内容(1)① 内容ア	1 行目	3 文字目から 7 文字目	
			18文字目から24文字目	
			27文字目から36文字目	
		2 行目	13文字目から19文字目	
			22文字目から33文字目	
		3 行目	10文字目から16文字目	
			20文字目から36文字目	
		4 行目	1 文字目から12文字目	
			15文字目から28文字目	
		4 通報内容(1)① 内容イ	1 行目	3 文字目から20文字目
				25文字目から33文字目
		4 通報内容(2)① 内容	1 行目	全部
2 行目	全部			
3 行目	全部			
6 調査結果(1)①ア の事実について	1 行目	1 文字目から 8 文字目		
		11文字目から14文字目		
		17文字目から20文字目		
		24文字目から38文字目		
	2 行目	1 文字目から23文字目		
		26文字目から39文字目		
	3 行目	1 文字目から22文字目		
	4 行目	15文字目から38文字目		
	5 行目	1 文字目から 5 文字目		
		8 文字目から17文字目		
	6 行目	1 文字目から21文字目		
	8 行目	26文字目から38文字目		
9 行目	1 文字目から15文字目			
	18文字目から27文字目			
6 調査結果(1)②イ の事実について	1 行目	1 文字目から 7 文字目		
		33文字目から36文字目		
	2 行目	全部		
	3 行目	1 文字目から17文字目		
		33文字目から37文字目		
	4 行目	10文字目から30文字目		
	5 行目	1 文字目から15文字目		
	6 行目	2 文字目から24文字目		
7 行目	5 文字目から27文字目			
	35文字目から36文字目			

	8行目	全部
	9行目	全部
6 調査結果(2)①	件名	全部
	1行目	全部
	2行目	全部
	3行目	全部
	4行目	1文字目から32文字目
	5行目	6文字目から38文字目
	6行目	1文字目から8文字目
		12文字目から26文字目
		29文字目から38文字目
	7行目	全部
8行目	全部	
6 調査結果(2)②	件名	全部
	1行目	1文字目から17文字目
		35文字目から37文字目
	2行目	1文字目から21文字目
	3行目	13文字目から35文字目
	4行目	16文字目から38文字目
	5行目	全部
	6行目	1文字目から22文字目
	7行目	3文字目から38文字目
	8行目	全部
	9行目	1文字目から6文字目
		12文字目から23文字目
		29文字目から37文字目
	10行目	1文字目
5文字目から32文字目		
11行目	1文字目から29文字目	
12行目	全部	
13行目	全部	
7 調査結果に対する今後の対応	1行目	3文字目から38文字目
	2行目	全部
	3行目	1文字目から4文字目
		7文字目から38文字目
	4行目	全部
	5行目	1文字目から3文字目
		6文字目から38文字目
6行目	1文字目から3文字目	
	8文字目から18文字目	

		22文字目から40文字目
7行目		6文字目から38文字目
8行目		1文字目から14文字目
		18文字目から22文字目
		26文字目から39文字目
9行目		1文字目から14文字目
		18文字目から35文字目

(注1) ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数えあげたものである。

(注2) ○文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から1文字目として、順次数えあげたもので、文頭の空白は1文字とはみなしていない。